

「電子交付サービス取扱規定」の新旧対照表

(令和2年4月1日改定)

※下線部が改定箇所

| 改定後 | 改定前 |
|---|---|
| <p>2. (法令等の遵守)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) この規定に定めのない事項については、「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定」、「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」、「<u>累積投資約款</u>」、「<u>投資信託定期・定額購入サービス約款</u>」、「<u>特定口座約款</u>」、「<u>非課税上場株式等管理に関する約款</u>」等の各規定により取扱います。なお、各規定における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものと読み替えます。</p> <p>3. (対象書面)</p> <p>(1)</p> <p>(ア)～(ス) (現行どおり)</p> <p>(セ) <u>つみたてNISAに関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ</u></p> <p>(ソ) 当行が後記(2)に定める方法により公表した書面</p> <p>(タ) その他当行が電子交付を行うことが必要と判断した書面</p> <p>6. (本サービスの提供条件)</p> <p>当行は、次の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行において既に、「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」に基づく投資信託振替決済口座を開設していただいていること。</p> | <p>2. (法令等の遵守)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この規定に定めのない事項については、「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定」、「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」、「<u>投資信託受益証券等の保護預り約款</u>」、「<u>累積投資約款</u>」、「<u>投資信託定期・定額購入サービス約款</u>」、「<u>特定口座に係る上場株式等保管委託約款</u>」、「<u>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</u>」、「<u>非課税上場株式等管理に関する約款</u>」等の各規定により取扱います。なお、各規定における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものと読み替えます。</p> <p>3. (対象書面)</p> <p>(1)</p> <p>(ア)～(ス) (省略)</p> <p>(セ) <u>(追加)</u></p> <p>(セ) 当行が後記(2)に定める方法により公表した書面</p> <p>(ソ) その他当行が電子交付を行うことが必要と判断した書面</p> <p>6. (本サービスの提供条件)</p> <p>当行は、次の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行において既に、「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」に基づく投資信託振替決済口座を開設していただいていること。</p> |

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| <p>8. (解約)</p> <p>当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約させていただきます。</p> <p>(1) ～ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客様の「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」に基づく<u>投資信託口座兼振替決済口座</u>が解約された場合。</p> <p>(4) ～ (7) (現行どおり)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(8) お客様について相続が発生した場合。</p> <p>(9) 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。</p> <p>10. (規定の改定)</p> <p>(1) 当行は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他<u>必要な事由がある</u>と認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するもの</u>とします。</p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期（公表日から1ヶ月以上の相当期間を空けるものとします。）を、店頭表示、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>(3) <u>前2項による変更は、前項に基づき公表した効力発生時期から適用するもの</u>とします。ただし、<u>お客様の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もあります。</u></p> <p>(4) (削除)</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日改定</p> | <p>8. (解約)</p> <p>当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約させていただきます。</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) お客様の「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」に基づく<u>投資信託振替決済口座</u>が解約された場合。</p> <p>(4) ～ (7) (省略)</p> <p>(8) <u>お客様が後記10.に定める本取扱規定の改定に関する通知または掲載を受け、当該改定に同意されない場合。</u></p> <p>(9) お客様について相続が発生した場合。</p> <p>(10) 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合。</p> <p>10. (規定の改定)</p> <p>(1) 当行は、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他<u>当行が必要と認めた場合には、本取扱規定を改定することがあります。</u>改定する場合は本サービス改定後の規定に従うものとします。</p> <p>(2) <u>なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定内容を通知します。</u></p> <p>(3) <u>前項にかかわらず、当行が改定の影響が軽微であると判断した場合には、前項に定める通知に代え、当行のホームページ等への掲載によって代えることができるものとします。</u></p> <p>(4) <u>(2)の通知または前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までに異議の申出がない場合は、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">平成31年1月4日改定</p> |